

令和 8 年度第 1 回
札幌市男女共同参画審議会

議 事 録

札幌市男女共同参画審議会

令和8年度第1回札幌市男女共同参画審議会

- 1 日 時 令和8年6月8日（月）14時00分から15時00分
- 2 場 所 札幌市役所 14階 3号会議室
- 3 出 席 者 会 長：駒川智子
副会長：谷内政昭
委 員：芦名沢明菜、阿部武仁、椎木仁美、瀧澤佳実、平井照枝、
：山口裕一（五十音順・敬称略）
事務局：男女共同参画室長、男女共同参画課長ほか
- 4 議 題
 - （1）第6次「男女共同参画さっぽろプラン」の策定に向けたスケジュールについて
 - （2）男女共同参画課における取組等について（報告）
 - ア DV対策・困難を抱える女性支援関係
 - イ 性的マイノリティ支援関係
 - ウ 男女がともに活躍できる環境づくり応援関係

1. 開 会

○駒川会長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和8年度第1回札幌市男女共同参画審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは事務局から、本日の出席状況の報告と配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局（山岸推進係長）

それでは、本日の会議の出席状況をご報告いたします。札幌市男女共同参画審議会規則により、会議は委員の過半数の出席が必要とされております。

本日は、委員10名中8名がご出席されていますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の会議資料を確認いたします。

会議次第の後に、座席表と委員名簿、資料1-1から資料5-2までございます。資料5-2は番号を付けておりませんが、こちらの冊子となっております。皆様、足りない資料はございませんでしょうか。

また、連合北海道石狩地域協議会札幌地区連合会事務局長の山口様より、こちらの「働くみんなのワークツール」ということで冊子をご恵与いただきました。ご参考になさってください。出席状況の報告、配布資料の確認は以上でございます。

○駒川会長

ありがとうございました。

続いて、委員の変更について報告があるとのことですので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（山岸推進係長）

委員の変更について、3月下旬に委員の皆様には事務局よりメールにてご連絡差し上げておりましたが、本日改めてご報告させていただきます。

本審議会では、経済分野の専門家として札幌商工会議所の人材確保・活用委員長である武藤修様に委員を務めていただいております。

このたび、札幌商工会議所の役員改選に伴い、本審議会の委員を後任者である杉澤謙次郎様に就任いただきました。本日杉澤委員はご欠席のため、次回の審議会以降ご紹介させていただきます。

○駒川会長

ありがとうございました。続きまして、鈴木男女共同参画室長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○鈴木男女共同参画室長

4月に男女共同参画室長に着任いたしました鈴木です。事務局を代表いたしまして、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、お忙しい中、またお足元の悪い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様これまでの多大なるご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

本年は、男女共同参画の分野におきまして、改正法の施行や国の計画策定がいくつか行われました。まず、3月に「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ、いわゆるwell-being（ウェルビーイング）を実現する社会を目指すための具体的な指針が示されております。

また、4月には、独立行政法人男女共同参画機構法が施行され、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして「JGEPA（ジーパ）」が新設されたところです。

さらに、今まで法律上の根拠がなかった男女共同参画センターにつきましても、同じく4月に改正された男女共同参画社会基本法において、関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点と位置付けられ、札幌市男女共同参画センターの役割も重要度が増してきているものと考えております。

札幌市におきましても、現行の「第5次男女共同参画さっぽろプラン」の計画期間が令和9

年度までと、残すところ2年となっており、今年度から「第6次プラン」の策定作業に着手してまいります。

国の計画や法改正、社会情勢などを踏まえつつ、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきまして、次期プランの策定を進めていきたいと考えておりますので、引き続き本審議会へのご理解とご協力を賜りたく存じます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○駒川会長

ありがとうございました。引き続き、事務局の自己紹介をお願いします。

○事務局（大木男女共同参画課長）

改めまして、男女共同参画課長に4月から着任いたしました大木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山岸推進係長）

推進係長に4月から着任いたしました山岸と申します。女性活躍や審議会に関すること等を担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（空橋調査担当係長）

調査担当係長の空橋と申します。3年目となり、引き続き性的マイノリティに関することや人権啓発関係を担当いたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木調整担当係長）

調整担当係長の鈴木と申します。私は2年目ということで、昨年度に引き続きまして、DV、性暴力、困難女性支援の関係を担当いたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（本條職員）

男女共同参画課推進係の本條と申します。こちらに来て4年目となります。昨年度に引き続き、本審議会や計画策定、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の企業認証制度などを担当しております。よろしくお願いいたします。

○事務局（金川職員）

4月に推進係に着任した金川と申します。私は男女共同参画センターやDV関係の支援などを担当しております。今後ともよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○駒川会長

ありがとうございました。それでは、議題に入りたいと思います。

まず、第6次男女共同参画さっぽろプランの策定に向けたスケジュールについてです。それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局（大木男女共同参画課長）

それではご説明させていただきます。今年度は、第6次男女共同参画さっぽろプランの策定に向けた審議を行っていただきますので、これから皆様に、どのような過程を経て審議いただくか、現時点のおおよその進め方をご説明いたします。

まず、資料1-1をご覧ください。第6次プラン策定に当たりましては、本日を含めて令和8年度と令和9年度にそれぞれ計4回ずつを目安に総会を開催し、委員の皆様にご議論をいただく予定です。ここで、資料1-2のとおり現行プランの計画施策体系図を添付させていただきましたので、こちらをご覧ください。現行の第5次プランは大きく分けて「基本目標」

「基本的方向」「施策の柱」から構成されております。第6次プランの施策体系案につきましても、まずは現状と課題を踏まえて、大きなくりである「基本目標」を決め、次にその下の「基本的方向」、そして基本的方向にぶら下がる「施策の柱」を決めていくというイメージでおります。

詳細の説明にまいります。資料1-1の審議スケジュールにお戻りください。

令和8年度の2番目です。10月下旬から11月上旬にかけて第2回総会を開催し、第6次プラン策定に向けた諮問を行わせていただきます。これが正式な審議のスタートとなります。この第2回総会では、夏に実施する令和8年度市民意識調査の結果や、令和7年度の事業実績についてもご報告する予定です。その後、青い囲みの部分となりますが、11月から12月にかけて、事務局にて現状と課題を整理し、計画案のたたき台となる施策体系案を検討いたします。

そして、3番目のステップとして、事務局にて整理した現状と課題および施策体系案について、12月上旬に皆様へ書面を送付させていただきます。ここでお示しする案については、皆様の議論を縛るものではなく、あくまで議論の材料・たたき台とお考えいただくためのものです。委員の皆様各々で資料をご覧になっていただき、お気づきになったことやご意見・ご質問を事務局にお寄せいただきたいと思いますと考えております。

4番目、1月中旬に開催予定の第3回総会では、送付した資料に対してお寄せいただいたご意見等に対する対応状況の確認のほか、現状と課題の確認、施策体系案の修正についての意見交換を行います。

5番目、3月上旬に開催予定の第4回総会では、施策体系案の再修正についての意見交換をしていただきます。

続きまして、令和9年度です。令和9年度につきましても、計4回の総会を予定しております。令和9年度の1番目、5月下旬に開催予定の第1回総会では、まず委員改選に伴う現行プランにおける札幌市男女共同参画推進体系の概要について、新しい委員の皆様へ向けて改めてのご説明を行います。また、第6次プランの施策体系案の再々修正についての意見交換を行い、体系図の全体を固めていく作業を行います。その前後のタイミングで、青い囲みの部分のとおり、現段階では6月上旬を想定しておりますが、市内の女性団体等との意見交換を行うことを予定しており、ここで出た意見を集約しまして、次の審議会の皆様にも情報提供させていただきます。

2番目ですが、6月下旬に開催予定の第2回総会では、関係団体からの意見交換の結果を報告させていただくとともに、そのご意見も踏まえ、施策体系等の最終確認と確定をしていただき、答申案の作成に向けた議論を行っていただきます。

3番目、7月下旬には施策体系等の確定を踏まえて、答申案についてのご意見・ご確認をいただくため、皆様へ書面を送付いたしまして、ご意見を踏まえた修正作業を行いたいと思います。

4番目ですが、9月中旬に開催予定の第3回総会では、答申案へのご意見を踏まえた修正内容をご確認いただくとともに、答申全体としての整合性の確認と文言整理を行いたいと思います。一旦のところ、ここが皆様の議論のゴールとなります。

その後、10月初旬に答申を行っていただき、10月から12月にかけて、青い囲みのとおり答申に基づくプラン最終案を事務局で作り上げてまいります。12月から1月にかけては、緑色の囲み部分のとおり、市民への公表とパブリックコメントを実施いたします。プランの最終案が固まりましたら、事前に委員の皆様にも情報共有させていただきます。

そして5番目ですが、3月中旬に開催予定の第4回総会では、第6次プランの内容や答申後の検討状況、パブリックコメントの結果等の報告を行い、最終的に3月下旬に第6次プランの完成・公表という流れになります。

最後になりますが、資料1-1の下段「2 関連事項スケジュール」についてです。本年11月頃に現行プランの令和7年度実施報告書及び令和8年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書が完成する予定となっております。

一旦、現段階で計画しているスケジュールと進め方をご説明させていただきました。今年度と来年度で4回ずつ、計8回の審議会を予定しているところではありますが、審議を重ねていく中で、体系案が想定より早く形になってきた場合など、議論の進捗状況によっては、今回お示したスケジュール案から開催回数が減る等の可能性もございます。スケジュールは随時見直し、変更が生じた場合は皆様にお知らせいたします。皆様におかれましては、例年の審議会以上にお集まりいただくこととなり、大変ご負担をおかけいたしますが、スケジュールの確保及びご出席についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

スケジュールに関しては以上です。

○駒川会長

ありがとうございました。ただいまの説明に関し、ご意見・ご質問・ご感想などありませんか。議事録作成の関係で、マイクを使ってのご発言をお願いしたいので、挙手していただきたいと思います。

○阿部委員

市民委員の阿部です。去年から1つだけ疑問に思っていたことがありまして、皆さんのお考えがあればお聞きしたいと思っています。私も知らなかったのですが、男女共同参画さっぽろプランということで、男女共同がベースになっていると思っていたのですが、去年来て中を見ると、性の多様性、いわゆるジェンダー関係というのが出ているんだと。札幌市さんは積極的に取り組んでいて良いことなのかなと思っているのですが、男女共同参画とジェンダーは、異質な別なものという認識。男女共同参画プランという名前では、ジェンダーの関係が入っていると大抵の人は分からない。第5次まで続いているので、第6次についても名前に多様性の関係が入る余地がないのか、率直なお考えがあればなと思いました。

○事務局（大木男女共同参画課長）

プランの名称自体に多様性が含まれているのが分かりやすいということでしょうか。

○阿部委員

男女共同参画には多様性は厳密には除かれているはず。

○事務局（大木男女共同参画課長）

様々ご意見はおありだと思いますが、このプラン自体が法律に基づいて市町村の努力義務とされているもので、計画が乱立しても分かりにくくなるものですから、別の法律に基づく計画も包含している状態なので、現時点では多様性の関係も含めております。タイトルそのものに反映させるかは今後の検討とさせていただきます。建付けとしては法律に基づくというところがあります。

○阿部委員

当事者の方がこれだと分かりづらいので、当事者の方もそれ以外の方も分かるようなプラン名が良いのかなと思いました。

○事務局（大木男女共同参画課長）

ありがとうございます。その辺も当事者の方にも伺ってみたいと思います。

○駒川会長

他にご意見・ご質問・ご感想がおありの方はいらっしゃいませんか。

（「なし」と発言する者あり）

それでは続いて2つ目の議題に移りたいと思います。

次の議題は「男女共同参画課における取組等について（報告）」です。男女共同参画課における取組等のうち、DV対策・困難を抱える女性支援関係、性的マイノリティ支援関係、男女がともに活躍できる環境づくり応援関係の3つのテーマについて、それぞれの担当から報告があるとのことです。ここではテーマごとに報告をいただき、その後に質疑応答を挟んでいきたいと思っておりますので、皆さまご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは最初にDV対策・困難を抱える女性支援関係について事務局から報告をお願いします。

○事務局（鈴木調整担当係長）

それでは、私からDV対策と困難女性支援関係の取組についてご報告いたします。

まずは資料2、DV対策推進関係の取組についてです。はじめに、「1 配偶者暴力（DV）に関する状況」についてです。資料に掲載している(1)と(2)の2つの表は、直近6年分の件数を掲載したものとなっております。令和7年度分の実績につきましては、前回の審議会にて令和7年11月末時点の数値で一度ご報告させていただいております。今回は令和7年度の通年実績として数値を時点更新してご報告するものでございます。

(1)の札幌市相談機関への相談件数につきましては、令和7年度は配偶者暴力相談センターが1,488件、男女共同参画室が9件、各区母子・婦人相談員が1,509件となり、合計で3,006件となりました。令和6年度の合計2,719件と比較いたしますと、大幅に増加しております。

特に配偶者暴力相談センターの件数が増加しておりますが、考えられる要因の一つといたしましては、令和7年5月に川崎市で発生したストーカー死体遺棄事件に関する一連の報道の影響があるのではないかと想定しております。当時の報道の中で、ストーカー被害とDVがセットで報じられたことに加えまして、警察以外の相談窓口として配偶者暴力相談センターがあるということも報道されておりました。こうした報道が多くなる前の令和7年4月・5月は、配偶者暴力相談センターにおける相談件数は月80件台となっておりますが、報道後の6月以降、毎月100件を超えるご相談が継続して寄せられるようになりました。もともと潜在的に悩みを抱えていた方々が、全国的な報道を一つの契機として窓口の存在を知って、相談に繋がったということも想定され、件数増加を後押しした要因の1つではないかと捉えております。

続きまして、(2)の「証明発行件数」についてご説明いたします。令和7年度の最終的な発行件数は合計515件となり、令和6年度から増加となりました。この増加は、被害者が相手方に住所を知られないようにするための「住民票支援措置」の申し出手続きに必要な証明の増加によるものですが、この制度は有効期間が1年で、ご本人が延長を希望する限りは更新の度に証明が必要とされており、新規の申し出に加えて、継続して支援を要する方の更新分が累積することとなるため、証明件数増加の要因となっているものと捉えております。

続きまして「2 研修」についてです。(1)の相談員研修につきましては、前回は、第2回以降の研修は予定という形でのご報告でしたが、令和7年度は予定どおり全4回を実施いたしました。

このうち、第2回及び第3回は道立女性相談支援センターの業務についての研修と、コロナ禍以降7年ぶりとなる施設見学を実施いたしました。受講者へのアンケートでは、8割以上の方が「大変参考になった」と回答するなど好評で、「施設の様子がわかったことで、相談者に説明しやすい」といった感想も寄せられ、受講者の満足度も高い様子が伺えました。

また、第4回は「デジタル性暴力の現状とその対応」をテーマに実施し、こちらもアンケートでは「具体的な対応が学べたので、今後の業務に活かしたい」といった声が見られ、相談現場の対応力強化に繋がる有意義な研修となりました。

(2)のデートDV防止講座については、前回の報告では令和7年12月末現在で36回実施とお伝えしておりましたが、最終的に49回の実施となり、約9,000名の方々に受講していただきました。受講後のアンケートでは、「被害に遭っている人がいたら声をかけてみようと思った」

「1人で悩みを抱えるのではなく誰かに相談することが大事だと思った」「自分の普段の振る舞いが誰かにとっての暴力になっていないか、よく考えて行動しようと思う」などの感想が寄せられまして、受講した生徒さんが他人事ではなく自分事としてデートDVについて考える機会となり、身近に潜むデートDVへの正しい知識と認識を広められたものと考えております。

続いて、「3 広報・啓発」につきましては、今年度初めに実施した活動をご報告いたします。国では、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、若年層に向けた広報啓発を集中的かつ効果的に実施する期間としております。今年度は新規の取組といたしまして、4月7日に北海道及び北海道警察と連携し、札幌学院大学の札幌キャンパス内で啓発活動を実施いたしました。左側2枚の写真がそのときの啓発の様子です。

また、若年層向けスマートフォン対応ウェブサイト「ティーンズナビ」での啓発も行っており、「相手の同意のない性的な行為は性暴力です」といったメッセージを発信し、若年層に向けた予防啓発と相談窓口を周知しているところでございます。

DV対策推進関係については、以上となります。

続きまして、資料3、困難を抱える女性支援関係の取組についてご報告いたします。こちらの資料につきましても、令和7年度の通年実績として数値を時点更新してご報告するものでございます。

まず「1 相談・居場所づくりの支援」についてですが、本事業は、孤独・孤立となり不安を抱えている女性が社会とのつながりを回復できるよう支援することを目的として実施しております。(1)の相談件数の表につきまして、前回は12月までの実績をご報告しておりましたが、令和7年度の実績としましては、合計745件の相談支援を実施いたしました。表では、今回更新している箇所について下線を引いてお示ししております。なお、表の10月の件数につき

まして、前回報告時点の集計に誤りがございましたので今回、77件に修正しております。

資料の円グラフは、相談支援の中で確認された相談内容の割合をお示ししたものです。相談内容は、どれか1つということではなく、複数の悩みを抱えている方も多く、1件のご相談の中に複数の悩みがある場合は、当てはまるすべての項目をカウントしております。相談内容の内訳ですが、うつ状態や希死念慮といった「精神的不調」に関するお悩みが21.5%と最も多くを占めております。次いで、失業や就職活動など「就労・仕事」に関するご相談が12.3%、親や兄弟との「家族関係」に関するご相談が10.5%、お子さんの発育や進路に関する「子育て」のお悩みが8.9%と続いております。割合として最も高いのは「精神的不調」ですが、これだけが突出している状況ではなく、何か1つの特定の問題に集中しているというよりも、女性が直面する困難や悩みの種類が非常に幅広く、多岐にわたっていることがこの結果から伺えます。

次に、(2)のイベントの実施状況についてご報告いたします。相談会につきましては、前回、12月までの開催状況をご報告しておりましたが、その後、2月に開催した相談会は48名の参加となり、令和7年度の合計は153名となりました。2月の相談会では、支援の拡充を図る取り組みとして、女性弁護士による法律相談も実施し、募集開始後早期に定員に達するなど高いニーズが確認されました。この取り組みは、複合的な課題を抱える方々に対して、専門的支援へ円滑につなぐ有効な手法であったと考えております。

また、居場所づくりの一環として開催しているワークショップにつきましては、前回は予定としてのご報告となっておりますが、資料に掲載のとおり、1月はヨガ体験会、2月は片付けワークショップを開催いたしました。なお、ヨガ体験会の参加人数が10名と少なくなっておりますが、こちらは当日に、大雪による交通障害が警戒される天気予報となった影響で、お申し込みいただいた方の半数が直前、当日のキャンセルとなってしまったことによるものです。

この結果を踏まえまして、今年度の事業を実施するにあたりましては、天候の影響を受けやすい冬場の開催時期のあり方についても課題の1つとして捉えております。

最後に、「2 広報・啓発」についてです。SNS相談窓口「Women's LINE（ウィメンズライン）」をより多くの方に知っていただくため、令和7年度末に周知ステッカーを作成いたしました。ステッカーには「仕事のこと、生活のこと、子育てのこと…気軽に気持ちを吐き出してください」といったメッセージを記載しておりまして、市役所や各区役所、地下鉄駅等の女子トイレへ掲示するとともに、さっぽろまちづくりパートナー企業様へもご協力を依頼しているところです。気軽に相談できる方法もあるということを幅広く周知し、必要な支援に繋げていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○駒川会長

ありがとうございます。ただいまの説明に関し、ご意見・ご質問・ご感想などありませんか。

○山口委員

山口でございます。2つ、DV関係と困難を抱える女性支援ということでお話をいただきました。ここで言われている2つのことで、1つポイントとなるのは相談体制だと思います。いろいろな皆さん悩みを抱えていますが、今日ご案内した私たちの窓口など、いろいろな相談窓口があると思うが、いわゆる公的に役所に窓口をしっかりと設けるというのが大事だと思います。

もう1つは周知の関係だと思う。本当にその状況に直面している当事者の方々にしっかりと届けていくという場面が必要かなと思います。先ほどDVの報告の中で、令和7年度の件数が増えたのは事件があったのが要因かもしれないということがありましたけれども、これも1つきっかけとなって相談につながっているということだと思います。困難を抱える女性支援の部分はSNS相談窓口の周知の関係が出ていますが、いろいろな場面で是非、当事者の皆さんに広く目線に入るようなものを引き続き取り組んでいただけたらと思います。

○事務局（鈴木調整担当係長）

ご意見ありがとうございます。高齢者の方がなかなかDV、特に精神的なDVについて認知しにくいような状況がありますので、特に高齢の方々と接する機会がある地域包括支援センターのケアマネジャーさんの集まりの中に参加させていただき、こういった相談窓口もあるので高齢

者の中でお困りの方にお使いくださいとパンフレットで周知を行っております。今年度も昨年度に引き続き周知活動を行ってまいります。

○駒川会長

ほかにご意見・ご質問・ご感想などありませんか。

○平井委員

困難を抱える女性支援ですが、例えば札幌市ですと水道料金や国保料、住民税などを滞納した方々に対して、それぞれの窓口と連携して「『ステップ』さんや先ほどの困難女性の相談場所があるよ」とか、札幌市では今どのような対応をしているのでしょうか。

○事務局（鈴木調整担当係長）

個別の相談窓口がありますということは、それぞれの所管が実際に悩みに応じて情報発信はしていると思いますが、それを困難女性という大枠の中で全体的に周知が進んでいない状況ではありますので、今後は庁内の関係する所管とも連携をより深めていき、それぞれの所管で困難女性の支援にも主体的に関わってもらえるような関係づくりを進めていきたいと考えております。

○駒川会長

今の平井委員のコメントは、水道料金の滞納という困難を抱えている方は、札幌市が把握しやすいことなので、そこから声かけや支援につながり得るのではないかとということだと私は理解いたしました。

そのほか、ご意見・ご質問・ご感想はございますか。

○谷内副会長

谷内です。デートDV防止講座というところで、若年層を対象に実施しているということですが、どういう形で講座を実施されているのでしょうか。学校に出前講座のような形でやるのか、どのように参加者を募るのか教えていただきたいです。

○事務局（鈴木調整担当係長）

市内の中学校、高校に対して、学校ごとにご案内をお送りしまして、ご希望いただいている学校から申し込みがありましたら、各学校に講師を派遣して開催しているという状況です。

○谷内副会長

DVに限らず、ジェンダーの関係の知識はどうしても男性が上で、アンコンシャス・バイアスのように刷り込まれるところが非常に大きいと思っていて、それを防止するためには小さい頃からの教育が非常に大切だといつも感じています。子どもたちに対して伝えていくことで、防止する力になっていくと思うので、是非拡大していっていただきたいと思います。

○駒川会長

ありがとうございます。そのほか、ご意見・ご質問・ご感想などあるでしょうか。

○瀧澤委員

瀧澤です。デートDVが学校でという話が出てきたので少し話をさせていただけたらと思います。私は今年3年ぶりに小学校に戻りました。昨年度までは中学校にいましたので、そのときの様子も見ながらということになります。デートDVとはちょっと違いますが、命を守るという出前授業、講演の中で、自分を守るということ、また、好きだから何でも良いということではないんだというような話は随分されている。

併せて、LINE上のちょっとした一言の文字だけで子どもたちが誤解をしてしまったり、追い詰められてしまったりなど、SNS関係のトラブルはいろいろあるので、そのあたりも含めていろいろ行っている。デートDVとは少し違うけれども、大事なところはきちんと守らないと駄目なんだよということを、発達段階に応じて保健指導などの中でいろいろな形でやっているというところが、小中学校の話になりますが現状かなと思いましたのでお知らせします。以上でございます。

○駒川会長

ありがとうございます。そのほか、ご意見・ご質問・ご感想などありませんか。

○芦名沢委員

啓発活動の札幌学院大学で行った経緯について、なぜこの学校でできたのか気になったので教えてください。

○事務局（鈴木調整担当係長）

北海道の性暴力担当が調整を行ったものですが、北海道によると、4月は新入学生の入るタイミングで学校の事務として忙しいことから、何校か大学に打診した結果、札幌学院大学にお受けいただけたということでした。

○芦名沢委員

ありがとうございます。北海学園大学や北海道大学の学生さんからの相談が多かったので、もうちょっと困難を抱えている学校の層でできたらありがたいなと思いました。

○駒川会長

4月対応が可能な大学をもう少し模索する可能性はございますか。

○事務局（鈴木調整担当係長）

性暴力被害の支援に関しては北海道と協働して行っておりますので、北海道と調整しながら、早い段階で当たっていれば可能な大学もあるかもしれないので、来年度4月に向けて北海道と調整しながら進めていきたいと思います。

○駒川会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○平井委員

平井です。昨年ですが、ジェンダーコレクティブ北海道において、NP0と企業との意見交換会を何度か開いてくださったのですが、その中でDVについてのグループワークをしたこともありました。DVの話をすると企業から「ハラスメントに似てますね」ということがありまして、DVはハラスメントそのものなんですよ。企業ではハラスメント研修は必須になっていると思うのですが、その研修の中でDVについてもお伝えいただきたいとお話しもしました。

社会ではいけないことは、家庭でももちろんいけないことなので、デートDVが学校で広がっていることはとても良いことだと思うのですが、企業に対しても札幌市からそういう発信をしていただけると良いと思います。

○事務局（鈴木調整担当係長）

ありがとうございます。今すぐこれを確実に進めていきますということは難しいのですが、ご意見として頂戴しましたので、今後、検討させていただきます。

○駒川会長

ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

それでは続いて、性的マイノリティ支援関係について事務局から報告をお願いします。

○事務局（空橋調査担当係長）

それでは資料4をご覧ください。

性的マイノリティ支援に関する取組についてご報告いたします。

各制度の概要は、前回ご説明しておりますので今回は割愛しまして、各制度の運用状況の推移や直近の取組状況を中心にご報告させていただきます。

まず、「1 パートナーシップ宣誓制度」についてです。宣誓組数は、制度を開始した平成29年度からの累計で、4月末現在293組となっており、まもなく300組に達する見込みです。

昨年度は44組の宣誓があり、年度別で最多となりました。これは、性的マイノリティへの理解が社会全体で進んできたことや、パートナーシップ宣誓制度を利用することで受けられる行政サービスや民間サービスが拡大していることも影響しているのではないかと考えております。

また、転出入の手続きを簡素化する「自治体間連携ネットワーク」の加入自治体数は、6月1日現在、全国で22府県274市町村に広がっております。そのうち道内自治体は本市を含め49市町村に上り、都道府県別では北海道が最も多くなっております。

続きまして、「2 相談事業『LGBTほっとライン』」についてです。(1)の電話相談は、平成29年からの累計相談件数が4月末現在で1,624件となりました。資料の棒グラフは、年度別の相談件数を表したもので、各年度の数字が縦に3つ並んでおりますが、上段の黒字が総数、中段の赤が新規の内訳、下段の青が継続の内訳です。

件数は、令和2年度をピークに減少傾向にあり、令和6年度からは相談日を毎週木曜日から

ら、月2回へ変更したこともあり、大幅に減少しています。

昨年度は、令和6年度からさらに半減していますが、内訳をご覧くださいますと、新規の相談件数は増加している一方で、頻回者からの相談が減っております。頻回者からの相談が減った理由は、相談日の減少に伴い、頻回者が徐々に他の相談窓口に移行したためと分析しております。

(2)は昨年8月に開始したLINE相談です。相談件数は4月末現在38件で、月1回の実施ですので、1回当たり平均4件以上の相談が寄せられております。

電話相談とLINE相談は、同じ「LGBTほっとライン」という名称で実施しておりますので、資料中段右側に掲載しているチラシを作成し、教育機関や市内施設に配布するなど、一体的に広報周知を行っているところです。

次に、「3 LGBTフレンドリー指標制度」についてです。この制度も、平成29年に開始しており、延べ登録数は4月末現在で159社となりました。これにより、令和9年度までの目標としている150社を既に達成しております。年度別で見ますと、昨年度は20件の登録がありました。令和6年度、令和5年度の件数には及びませんが、令和5年度から取り組んでいる企業訪問などの登録勧奨を契機とした申請が着実に増えております。

最後に、4の「広報・啓発」についてです。左側の写真は、3月に地下鉄琴似駅と東区役所前駅に掲出したホーム柵広告です。LGBTへの理解促進と本市の各制度の周知を図るために実施しており、より多くの市民の目に触れるよう、毎年度、駅を変えて実施しております。

また、右側の写真は、さっぽろレインボープライド実行委員会と連携し、「チ・カ・ホDEプライド」というイベントにブース出展した際のものです。このように、当事者団体とも緊密に連携を図りながら、広報・啓発を行っております。

このほか、市民向けと企業向けの理解促進セミナーや職員研修、企業の取組事例集などの広報啓発物の発行、さらに9月に開催される「さっぽろレインボープライド」に合わせた広報啓発にも取り組んでまいります。

先日、国において、いわゆる「LGBT理解増進法」に基づく基本計画策定の動きが報道されたところです。今後も、国の動向を注視しながら、多様な性の在り方への理解を広げ、性的マイノリティの方々が安心して過ごせる社会の実現に向けて、取組を推進してまいります。

性的マイノリティ支援関係についてのご報告は以上です。

○駒川会長

ありがとうございました。ただいまの説明に関し、ご意見・ご質問・ご感想などはありませんか。

○椎木委員

2番の相談事業の相談件数が年々減っているところについて、回数自体が減ったということはお説明いただいたのですが、減っている実質的な理由はどのように考えているのでしょうか。

○事務局（空橋調査担当係長）

ありがとうございます。件数については令和2年度をピークに減ってきている状況です。あくまで推測とはなりますが、元々はLGBTの相談窓口が僅かで選択肢が少なく、道外の方からの相談が多かったのですが、相談窓口が全国的に広がってきて、徐々に在住地域の地域でも相談できるようになったことが、札幌市の相談件数が徐々に減っていった要因かと思えます。

○椎木委員

ありがとうございます。何か相談の内容の傾向が変わってきたことはありますか。

○事務局（空橋調査担当係長）

相談内容としては、性自認に関することや医療についてが多いのですが、特段その傾向が大きく変わってきているということはないかと思えます。

○椎木委員

ありがとうございました。相談しづらくなっているという意味ではなければいいなと思った次第です。

○事務局（空橋調査担当係長）

ありがとうございます。若年層の電話相談の利用者が減ってきたことから、昨年度から若い方に気軽に利用していただけるようにLINE相談という形で、窓口の種類を増やしたという経緯

がありますので、引き続き周知に努めてまいりたいと思います。

○駒川会長

ありがとうございました。そのほか、ご意見・ご質問・ご感想などございますか。

続いて、男女がともに活躍できる環境づくり応援関係について事務局から報告をお願いします。

○事務局（山岸推進係長）

それでは、資料5-1をご覧ください。男女がともに活躍できる環境づくり応援関係についてご説明いたします。

まず、「1 札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の状況」のご報告です。ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に向け、積極的に取り組む企業を独自の基準により認証する制度ですが、認証企業数は令和8年4月末時点で1,262件となっております。

また、令和7年度の新規・ステップアップ・変更等を含めた申請件数は、令和8年3月末時点で240件となっており、連日お問い合わせ・ご申請を多くいただいている状況です。

認証取得企業の業種別内訳を掲載しましたが、札幌市の産業構造と比べて業種によるばらつきが生じていることから、令和7年度は、より効果的と分析した業種のうち、認証企業数が少ない「卸売・小売業」「飲食・宿泊業」などに対して、重点的に企業訪問による申請勧奨を実施したところでした。引き続き、多様な人材が活躍できる環境づくりに向けて、企業のニーズ、本市の産業構造の特徴及び業種・規模別の課題を反映しながら取組を実施してまいります。

次に、「2 女性活躍及びワーク・ライフ・バランス取組事例等インタビューと事例集の作成」についてです。令和6年度に、札幌市が認証企業に対して女性活躍を進める上で行政に求めたい支援策について調査したところ、同じ業種の事例に関する情報発信を求める声が多かったところでした。そのため、令和6年度に続き、令和7年度も女性活躍を先進的に取り組んでいる企業・団体にインタビューを実施し、札幌市公式ホームページに業種別で情報発信するとともに、令和6年度、7年度に実施したインタビューした企業・団体の取組事例集を作成しました。このたび、完成した事例集を配布させていただいておりますので、ぜひご覧ください。

続いて、「3 今年度の実施予定」についてお知らせいたします。今年度もさまざまな団体と連携しながら事業を進めていく予定です。

まず(1)ですが、6月5日に札幌市の経営層である市長、副市長、局長職を対象として、株式会社ゲートから講師を招き、女性・男性特有の健康課題により発生する社会全体の経済損失についてご講演いただきました。健康課題は福祉・医療的な観点の問題だけではなく、生産性低下による経済の損失につながるといった視点でお話いただきました。

次に(2)ですが、6月11日から7月7日まで、市民交流プラザ内の図書・情報館において、「当たり前をアップデートする」というコンセプトで企画展示を行います。図書展示のほか、Smile Sharing Bookの配架やデジタルサイネージによる動画放映等も予定されております。今回、展示期間は男女共同参画週間である6月23日から29日にもかかっており、無意識の思い込みであるアンコンシャス・バイアスに気づくきっかけ作りとなるような展示を予定しておりますので、皆様もぜひお立ち寄りいただければと存じます。

また(3)ですが、ジェンダー平等やダイバーシティの推進がテーマの連続セミナーである「#SAPPORO DIVERSITY FORUM」につきましても、今年度も開催に向け、現在検討中のところであります。ご説明は以上です。

○駒川会長

ありがとうございました。ただいまの説明に関し、ご意見・ご質問・ご感想などありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

それでは、本日の議題は以上となりますので、事務局から今後のスケジュールなど事務連絡をお願いします。

○事務局（大木男女共同参画課長）

先ほどの全体スケジュールのご説明と重複いたしますが、次回は諮問書を手交させていただきます。そのほか、第5次男女共同参画さっぽろプランに基づき令和7年度に実施した事業の実績報告と、夏に行う男女共同参画に関する市民意識調査の結果報告を行い、ご意見をいただ

きたいと考えております。

開催時期につきましては、10月下旬から11月上旬を予定しておりますが、改めてメールにて日程調整のご連絡をさせていただきますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○駒川会長

ありがとうございます。それでは本日の審議会は終了なのですが、一言だけお伝えさせていただきます。

本日は多くのご意見を賜りましてありがとうございます。約2年後になりますが、令和9年3月下旬の第6次プランの完成に向けて、今年度は4回の審議会が予定されております。委員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

男女共同参画さっぽろプランはこれからの5年間を見据えた計画となります。策定の目的は、市民が性別に関わりなく、人権を尊重しつつ責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、誰もがその利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現を目指すものです。

もしかすると、私たち委員の行うことがこれからの札幌市の男女共同参画社会の実現に大きく関わるかと思います。社会では時にいろんな意見が食い違うこともあるかと思いますが、この会議でも多様な意見を出し合いながら、多くの方が納得できる計画を策定したいと思いますので、どうぞお力をお貸してください。以上です。

本日の審議会はこれで終了いたします。皆様、ありがとうございました。

以 上